

「複数の筆頭著者による論文」を学位論文とする場合の申し合せ

令和6年1月15日 歯学系会議承認

学位論文に関し、「複数の筆頭著者による論文」を学位論文として認めるための条件は、次のとおりとする。

1. 当該論文が著名な英文誌に掲載された（あるいは掲載予定）論文であること。
なお、著名な英文誌とは、原則としてIF3.0以上のものとする。ただし、IF3.0未満の場合は理由書により学務委員会歯学系部会において審議するものとする。
2. 当該論文の著者の欄に、equal contributionによる研究である旨の明確な記載があること。
3. 当該論文の equally contributed author が原則として2名以内で、そのいずれをも筆頭著者として認める。ただし、3名以上の場合は、学務委員会歯学系部会において審議するものとする。
4. 筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した指導教授による理由書があること。
5. もう一人の equally contributed author が、当該論文を学位論文として使用することについて合意していること（共著者からの誓約書の提出）。
6. 当該論文を学位論文として用いるのは一回のみであり、他の学位論文として使用しないこと。
7. 「複数の筆頭著者による論文」を学位論文として、かつ、修業年限の特例（4年未満修了）により学位を申請する場合は、必ず参考論文（学位論文に関連する研究の英文原著論文〔自著論文に限るが、筆頭者でなくてもよい〕）を添付すること。
8. この申し合せに定めるもののほか、この申し合せの実施に関し、必要な事項は、学務委員会歯学系部会の議を経て歯学系会議において定める。

附 則

この申し合せは、令和6年4月1日から施行する。